○農林水産省告示第千百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年七月十日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道登別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び登別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年七月十日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県渋川市赤城町深山字川久保三五六の一七、三五六の一九、三五六の二二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年七月十日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県渋川市赤城町深山字川久保三五六の二〇、三五六の二一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年七月十日

農林水産大臣　山本　有二

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡只見町大字塩ノ岐字柳原一三八九の一、一四一四の一、一四一四の二、一四一五、一四一六、字西山一六〇三の一（次の図に示す部分に限る。）、一四一七の二、大字黒谷字西山二九六三の一二八、二九六三の四六七から二九六三の四七一まで、二九六三の七〇九

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字柳原一四一四の一・一四一四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡只見町大字大倉字向山一三六二の三六、一三六二の三七、一三六二の九五

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年七月十日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡只見町大字小川字小金沢一一九一の一、一一九一の四、一二一九、字大金沢一二一四の一、一二一四の四から一二一四の七まで、一二一七のロ

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小金沢一一九一の一・一一九一の四・字大金沢一二一四の一・一二一四の七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年七月十日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡只見町大字熊倉字女沼山七〇七の一から七〇七の一四まで、七〇七の一八、七八七から七九一まで、字後口山七〇八の一、七〇八の二二から七〇八の二九まで、七〇八の三二、七〇八の三三、七八三から七八六まで、字坂下五四八の口、五五五の一、五五五の二、五五六の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字女沼山七〇七の八、七〇七の一〇、字後口山七〇八の二二から七〇八の二五まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年七月十日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府木津川市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び木津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年七月十日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県和賀郡西和賀町下前八地割一の九、一の一一、五の一、五の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養